明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七一）　一

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は第三十五回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁一四）　二

○市の境界変更の件（総務三一七）　二

○除籍の一部が滅失した件（法務四九一）　二

○原子力の安全に関する条約へのモンテネグロの加入に関する件（外務三三〇）　三

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三〇七）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働三八五）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（同三八六）　三

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同三八七）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二一五一～二一五四）　四

○農作物共済損害認定準則等の一部を改正する件（同二一五五）　四

○平成二十八年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件（同二一五六）　四

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二〇六）　四

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二〇七）　四

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二〇八）　五

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同二〇九、二一〇）　五

○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇一一、一〇一二）　五

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一〇一三）　五

○道路に関する件（近畿地方整備局一六三～一六六）　五

〔国会事項〕

国会議員政策担当秘書資格試験合格者　三

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　三

〔皇室事項〕

国家試験　四

〔官庁報告〕

（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）

第十一回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）　四

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係　六

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職関係　八

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　八

会社その他

会社その他　九

省　令

○国土交通省令第七十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十三条の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の十五の六の次に次の一条を加える。

（委員の任期の基準）

第十条の十五の七　法第八十三条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　委員の任期は、二年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

二　委員は、再任されることができること。

三　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。